



## 主な業務

損害保険料率算出機構

「損害保険料率算定組織のご案内」より抜粋

Non-Life Insurance Rating Organization of Japan

### ①参考純率と基準料率の算出・提供

当機構では、会員等から大量の保険データを収集し、科学的・工学的アプローチや保険数理の理論等の合理的な手法を駆使して、火災保険・傷害保険・任意自動車保険・介護費用保険の「参考純率」および自賠責保険・地震保険の「基準料率」を算出し、会員に提供しています。

当機構が算出する「参考純率」、「基準料率」と、保険会社が算出する「保険料率」との関係を簡単に説明しますと以下のとおりとなります。

#### ◆保険料率とは

損害保険における保険金額（支払われる保険金の上限金額、契約金額）に対する保険料（保険契約者が負担する金銭）の割合を「保険料率」といいます。

#### 保険料（率）の構成

「保険料（率）」は、下図のとおり「純保険料（率）」と「付加保険料（率）」で構成されています。「純保険料（率）」とは、一般の商品の原価に相当する部分であり、保険では保険事故（例えば火災）が発生したときに保険会社が支払う保険金部分に相当します。「付加保険料（率）」とは、保険会社が保険事業を営むための費用に相当する部分です。

純保険料（率）：a

付加保険料（率）：b

保険料（率）= a+b

#### ◆参考純率と保険料率との関係

会員は、自社の保険料率を算出する際の基礎として、純保険料率部分について、当機構が算出した参考純率を使用することができます。付加保険料率については、自社で独自にその算出を行います。自社の保険料率を算出した会員は、その保険料率を金融庁長官に認可申請（または届出）することになります。

#### ◆基準料率と保険料率との関係

会員は、自社の保険料率を算出する際、当機構が算出した基準料率を使用することができます（基準料率は、純保険料率と付加保険料率からなっています）。具体的には、当機構の基準料率を使用する旨を金融庁長官に届け出ることにより、保険業法に基づく認可を取得したものとみなされ、自社の保険料率として使用することができます。

自賠責保険と地震保険については社会性・公共性の高い保険であるため、付加保険料率に損害保険会社の利潤は織り込まれていません（自賠法第25条、地震保険法第5条）。

#### 参考純率及び基準料率の原則

料団法第8条の規定には、「料率団体の算出する参考純率及び基準料率は、合理的かつ妥当なものでなければならず、また、不当に差別的なものであってはならない。」と定められています。

#### 自賠責保険と地震保険の保険料率

自賠法第25条の規定には、自賠責保険の保険料率について、「能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内である限り低いものでなければならず」と定められています。同様に、地震保険法第5条の規定には、地震保険の保険料率について、「収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならず」と定められています。

なお、「参考純率と基準料率の算出・提供」の概要については、当機構にて作成の「参考純率のあらまし」、「自賠責保険基準料率のあらまし」および「地震保険基準料率のあらまし」の中でご案内しています。

## ②自賠責保険の損害調査

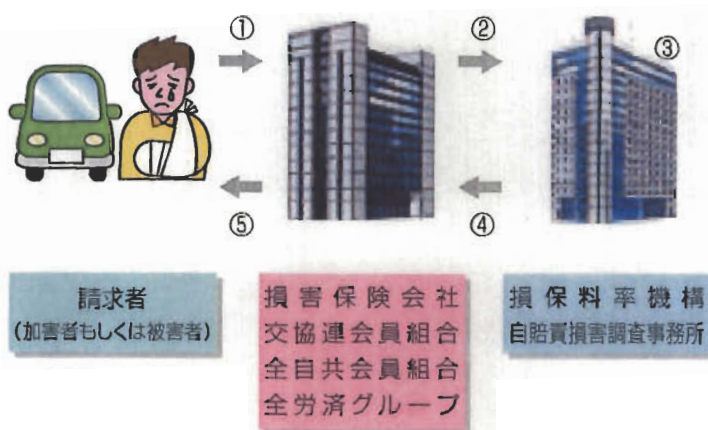
当機構では、「自賠責損害調査センター」において、全国に地区本部を設置し、さらにその下には、都道府県庁所在地等に自賠責損害調査事務所を置いて、年間130万件以上の自賠責保険の請求について損害調査を行っています。これらの調査結果は、自賠責保険の基準料率の算出に際しても重要な基礎資料として活用されています。

また、政府の保障事業の損害調査についても、当機構が行っています。

なお、「自賠責保険の損害調査」の詳細については、当機構にて作成の「自賠責保険(共済)損害調査のしくみ」の中でもご案内しています。

### (1) 損害調査の概要

当機構の行っている損害調査の流れを簡単に説明しますと、次のようになります。



①請求者は、損害保険会社等<sup>(注)</sup>へ自賠責保険への請求書類を提出します。

②損害保険会社等は、請求書類に不備がないか確認のうえ、自賠責損害調査事務所へ送付します。

③自賠責損害調査事務所では、請求書類に基づいて、事故発生状況、支払の的確性(自賠責保険の対象となる事故かどうか、また、傷害と事故との間に因果関係があるかどうか等)および発生した損害の額等について調査を行います。必要に応じて、事故当事者への事故状況照会、病院照会、事故現場調査等を行います。

④自賠責損害調査事務所は、損害保険会社等に調査結果を報告します。

⑤損害保険会社等は、支払額を決定し、請求者に支払います。

(注) 損害保険会社以外では、全国トラック交通共済協同組合連合会とその会員組合(交協連会員組合)、全国自動車共済協同組合連合会とその会員組合(全自共会員組合)、全国労働者共済生活協同組合連合会等全労済グループの協同組合(全労済グループ)の各団体が、当機構が行う自賠責保険の損害調査を利用しています。

### (2) 損害調査の審査体制

損害保険会社等で受け付け、自賠責損害調査事務所に書類が送付された請求事案について、同調査事務所で損害調査を行います。

損害調査の過程において、自賠責損害調査事務所では判断が困難な事案(自賠責保険から支払われないか減額される可能性がある事案、後遺障害の等級認定が難しい事案等)については、その上部機関である地区本部・本部で審査を行います。

これに加え、特定事案(認定困難事案および異議申立事案)については、「自賠責保険(共済)審査会」において審査を行います。自賠責保険(共済)審査会では、審査の客観性・専門性を確保するため、外部の専門家(日本弁護士連合会が推薦する弁護士、専門医、交通法学者、学識経験者等)が審議に参加するとともに、事案の内容に応じ専門分野に分けて各専門部会において審査を行います。

#### 政府の保障事業

自賠責保険では救済されない次のような自動車事故で死傷した被害者は、政府(国土交通省)の保障事業によって救済されます。政府の保障事業では、政府が加害者に代わって保障金を支払います。

- ①ひき逃げで相手がわからない事故
- ②自賠責保険を付けていない自動車(無保険車)による事故
- ③盗難車による事故

## 特定事案

### ○認定困難事案

高度な専門知識が要求され判断が困難な事案をいいます。自賠償保険が支払われないか減額される可能性のある事案の中でも、被害者の死亡や傷害の程度等により被害者本人から事故状況についての説明を受けることができないケース等があげられます。

### ○異議申立事案

請求者が調査結果や支払額に不服があり、損害保険会社等に対して異議申立てを行った事案をいいます。

なお、請求者と損害保険会社等との間に争いがある場合、国土交通大臣および金融庁長官から指定を受けた「財団法人自賠償保険・共済紛争処理機構」に紛争処理の申請を行うこともできます。同処理機構では、公正中立で専門的な知見を有する弁護士、医師等で構成する紛争処理委員が調停を行います。

## ③データバンク機能

当機構では、長年にわたる料率算出業務、損害調査業務を通じて、会員等から収集した各種保険（火災保険、傷害保険、任意自動車保険、介護費用保険、自賠償保険、地震保険等）に関する膨大なデータや専門性の高いノウハウを蓄積しています。これらのデータやノウハウをもとに、会員はもとより官庁、有識者、消費者等に対し、次の業務を通じて、損害保険に関するデータバンクとしての機能を果たしています。

### (1) 損害保険統計の作成・提供

参考純率および基準料率の算出・検証の基礎データとして収集したデータを基に、保険商品開発等の参考として保険統計を作成し、会員にフィードバックするとともに、一般向け保険統計を作成しディスクロージャー資料として消費者等多方面に提供しています。

また、参考純率や基準料率を算出していない保険の種類の一部についても、会員から提供されたデータから保険統計を作成し、会員にフィードバックしています。

### (2) 各種の調査・研究

次のような保険料率の算出に関する情報の収集、調査および研究を行い、その成果の一部を会員等に提供しています。

- ① 保険制度・保険商品・保険市場動向等に関する国内外の情報の収集・調査・研究
- ② 危険の実態に見合った純保険料率の算出方法に関する情報の収集・調査・研究
- ③ 事故の予防と損害の軽減のための各種事故事例・関連情報の収集・調査・研究

### (3) 会員に対するコンサルティング

蓄積した膨大なデータや専門性の高いノウハウをもとに、個々の会員ニーズに応じて、次のコンサルティング・サービスを会員に対し行っています。

- ① 新商品開発や契約・支払の詳細分析等に役立つ保険統計の作成・提供
- ② 保険数理・保険約款に関する相談・支援
- ③ 地震、風水災にかかる被害想定額の算出
- ④ 海外保険情報の収集・提供等

### (4) ディスクロージャー

当機構の事業内容、参考純率と基準料率の算出・提供の概要、自賠償保険の損害調査のしくみ等についてわかりやすく説明した冊子やホームページ等を通じて、保険料率等に関する知識の普及に努めるとともに、損害保険に対する社会一般の関心および理解の増進に努めています。